

<新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の減免の流れ>

① 減免の対象になるか判断します。

(令和3年度の保険料段階が第7段階の70歳 A さんの例)

・ 令和2年と令和3年の収入見込み額が以下のとおりとなる場合。

	令和2年収入		令和3年収入※見込み	
	収入	所得	収入	所得
年金	1,600,000円	500,000円	1,600,000円	500,000円
給与	2,400,000円	※1,500,000円	1,680,000円	※1,008,000円
合計	4,000,000円	※1,900,000円	3,280,000円	※1,408,000円

※減少額720,000円
(30%減少)

※所得調整控除等を実施後の金額

(減免要件)

- ・ 令和3年の事業収入等のいずれかの減少額が令和2年に比べて30%以上減少している
→ 給与収入が720,000円 (30%) 減少
- ・ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計が400万円以下
→ 減少が見込まれる給与所得以外の令和2年の所得は年金所得の50万円



減免の対象となります。

② 減免額を計算します。

【減免額の計算方法】

$$\begin{array}{l} \text{対象保険料額 (A} \times \text{B} \div \text{C)} \quad \times \quad \text{減免割合} \quad = \quad \text{保険料減免額} \\ \text{(76,500円} \times \text{1,500,000円} \div \text{1,900,000円)} \quad \quad \quad \text{10/10} \quad \quad \quad \underline{\underline{60,395円}} \end{array}$$

※減免割合は、令和2年の合計所得金額が210万超のため、10/10となる。

(A) 減免対象期間の保険料額 76,500円

(B) 減少が見込まれる令和2年の給与所得額 1,500,000円

(C) 令和2年の合計所得金額 1,900,000円



Aさんの減免額は60,400円 (10円未満切上) となります。